かわら版　盛岡労働基準監督署からのお知らせ

令和7年12月

「いわて年末年始無災害運動」及び「冬季転倒災害防止対策強化期間」が始まります

岩手県においては、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が凍結路面など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、年末年始は慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季です。

このため、岩手労働局では、**12月1日から令和8年1月31日まで「いわて年末年始無災害運動」**を展開します。また、冬季間の転倒災害を防止するため、**12月から2月まで「冬季転倒災害防止対策強化期間」**と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動し、転倒災害防止に取り組みます。

各事業場においても、各労働災害防止団体等と連携し、冬季特有災害を防止しましょう。

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- □ 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- □ 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- □ 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- □ 滑り難い靴等の着用徹底。
- □ 作業時のヘルメットの着用。

※12月～2月は冬季転倒災害防止対策強化期間です。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- □ スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- □ 余裕を持った車両運行計画の作成。
- □ 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- □ 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
- □ ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- □ 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけのように黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- □ 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- □ 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット等）の徹底。
- □ 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- □ 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- □ ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- □ 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- □ 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- □ 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- □ 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- □ 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそぐの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- □ 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- □ 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- □ 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- □ 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- □ 雪崩による危険防止。
- □ 吹雪・濃霧による運難防止対策の徹底。
- □ 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- □ 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

詳しくはこちら
岩手労働局　健康安全課

職場のあんぜんサイトはこちら

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう！

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、岩手労働局雇用環境・均等室（019-604-3010）にお問い合わせください。

（（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

厚生労働省　ひと、くらし、みらいのために　Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局・盛岡労働基準監督署

「ちゃんとチェック　最低賃金」　岩手県最低賃金　時間額1,031円

岩手県最低賃金は令和7年12月1日から、時間額1,031円に改正されます。最低賃金は、年齢やパート・学生など働き方の違いにかかわらず、働く全ての人に適用されます。日給の方や月給の方が最低賃金額以上の支払となっているかの確認も忘れずに行いましょう。

なお、厚生労働省では、最低賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者に向けて、業務改善助成金をはじめとする各種支援策を実施していますので、是非ご利用ください。

賃金引上げ特設ページ

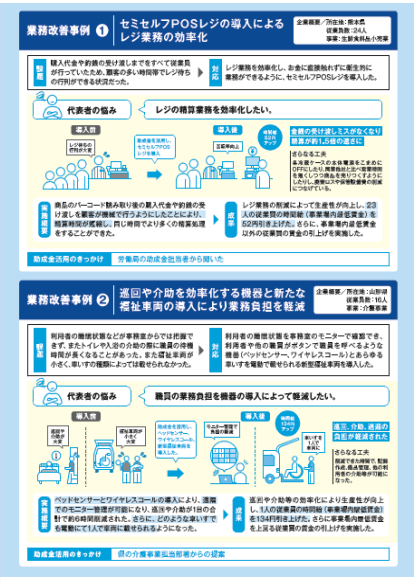

支援助成金パッケージ

業務改善助成金

「ストレスチェック」の実施が全ての事業場の義務となります！　3年以内に施行！

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う労働安全衛生法の改正が行われました。メンタルヘルス対策の推進に関するストレスチェックについて、現在、当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられ、法改正が公布された令和７年５月から３年以内に施行されます。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法のマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体制拡充などの支援を進めていきますが、各事業場においても、制度の内容の把握や外部委託を含めた実施体制の検討、予算化など実施の準備をお願いします。

職場のメンタルヘルス対策の推進（労働安全衛生法の改正概要）

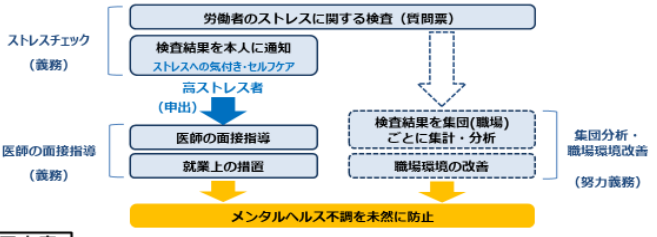

改正内容

○　現行法ではストレスチェックは労働者数50人以上の事業場に義務付けられている（50人未満は努力義務）ところ、これを全ての事業場に義務化する。

※　小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、
- 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
- 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充

等の支援策を講じていく。

また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後３年以内に政令で定める日）。

ストレスチェック制度の導入

○　事業場におけるメンタルヘルス対策を強化するため、平成27年12月にストレスチェック制度施行。ただし、労働者数50人未満の事業場については、ストレスチェックの実施は当分の間努力義務とされていたところ、「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」における検討結果を踏まえて、法律改正に至った。

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	当分の間努力義務	努力義務

↓

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	努力義務 → 義務	努力義務

50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施

50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法について**マニュアルを作成**

	50人以上の事業場 産業医選任（義務）	50人未満の事業場 労働者のプライバシー保護の観点から、原則、**外部委託を推奨**
ストレスチェック	産業医又は外部委託 外部委託の場合、１人当たり数百円から千円程度（※）	外部委託 １人当たり**数百円から千円程度**（※）
医師の面接指導	産業医又は外部委託 外部委託の場合、高ストレス者１人当たり２万円程度（※）	全国350の**地域産業保健センターの体制を強化**、登録産業医が面接指導を**無料で実施**
監督署への報告	実施結果の報告義務	**監督署への報告義務は課さない**

（※）厚生労働省が、ストレスチェック関連サービスを提供する委託機関等の外部機関を対象に実施したアンケート調査結果（令和６年）

50人未満の事業場の負担等に配慮し、**施行までの十分な準備期間を確保**

改正安全衛生法等に係る特設ページ ▶

地域産業保健センター（地産保）

○ **労働者数50人未満の小規模事業場**の事業者や労働者を対象として、**登録産業医**等による 産業保健サービスを**無料**で提供。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手労働局・盛岡労働基準監督署